



くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～ 強引な光回線の勧誘電話 ～

《相談内容》

光回線の勧誘電話があり、資料を送ってもらえば検討すると伝えた。ところが後日、「光回線の工事日程が決定した。」と留守番電話に入っていた。自分はまだ契約すると決めていない。資料がまだ届いていないのに契約になったようだった。断りたくて、業者に電話したがつながらない。どうすればよいか？ (30代, 男性)

《アドバイス》

この事例では、センターから回線会社に電話し、苦情内容を伝えました。その結果、光回線事業者は工事をキャンセル処理し、代理店には光回線事業者から連絡することになりました。

このような光回線などのインターネット回線契約やプロバイダー契約に関する強引な勧誘についての相談が、全国の消費生活相談窓口へ寄せられています。何度断っても勧誘が止まないという相談もあります。しつこい勧誘を断るときには、あいまいな返事をせず、業者名、連絡先、担当者名を聞いたうえで、「契約するつもりは無いので、電話しないで欲しい」と、ハッキリ伝えましょう。

また、電気通信事業者はクーリング・オフなどを定めた特定商取引法の対象外なので、契約するときは慎重に検討してください。契約したつもりはないのに契約書が送られてくることもあります。トラブルになったら、お近くの市町や県の消費生活相談窓口または総務省中国総合通信局電気通信事業課に相談してください。



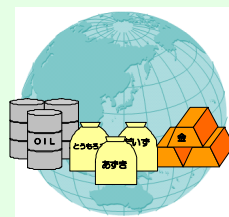
生活情報ファイル

～平成 23 年 1 月から商品先物取引の法律が変わりました～

トラブルのない商品市場をめざすために、平成 21 年 7 月に改正・公布された商品先物取引に係る法律が、今年 1 月に完全施行されました。

改正の主なポイント

- 1 海外先物取引業者や店頭先物取引業者に許可制を導入しました。
商品先物取引に係る法律の施行後は、国から許可を受けた商品先物取引業者のみが営業することができます。(農林水産省及び経済産業省のホームページで確認できます。)
- 2 勧誘を要請しない個人への訪問・電話による勧誘を原則禁止します。
商品先物取引をするつもりがない個人を訪問したり、電話をかけて契約の勧誘をすること{不招請勧誘(ふしょうせいかんゆう)}が一部の取引を除いて禁止されます。(一部の取引とは、初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引所取引のことです。)



問い合わせ先

農林水産省商品取引監理官

○商品先物相談窓口
03-3502-5754
○海外商品取引 110 番
03-3501-6730
<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/dealing/gyousha.html>

経済産業省商務情報政策局

○消費者相談室
03-3501-4657
○商 務 課
03-3501-1776
<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/f0000001.html>

日本商品先物取引協会

○相談窓口
03-3664-6243
<http://www.nisshokyo.or.jp/member/index.html>

試してみよう、消費者力！第10回

Q 引越しサービスについて述べた文のうち、正しいものを選びなさい。

- 1 引越し後にトラブルが発覚した場合、3か月以内に通知しないと補償されなくなる。
- 2 見積もりを依頼し、その後契約した場合にのみ見積もりは無料になる。
- 3 引越しの前日にキャンセルしても解約料はかからない。
- 4 事業者が手付金を受け取るかどうかは事業者の判断による。

【第6回消費者力検定（平成21年度実施）一般コースから】

くらしのまめちしき

～ペニーオークションって、一般のオークションと違うの？～

ペニーオークションとは、新たなタイプのインターネットオークションの一種です。一般のオークションでは入札すること自体には費用はかからず、落札者だけが商品代金を支払います。しかし、ペニーオークションの場合、落札できなくても入札するたびに手数料を支払わなければならない点が大きく違います。全国の消費生活センターには「オークション開始価格が0円等、破格の安さで出品されているのにつられて参加したが、予想外に多額の手数料を支払うことになった」などの相談が寄せられています。

【一般のインターネットオークションとペニーオークションの比較】

		一般的なインターネットオークション	ペニーオークション
サイト運営業者、出品者、入札者の関係		三者はそれぞれ別	サイト運営者と出品者が同じ
入札価格・ 入札手数料	入札価格	入札者が自由に決められる	上昇額は一定で出品者が決める。
	入札手数料	かからない	入札するたびに発生。入札用の“通貨”を事前にまとめて購入することが多い。
オークション終了時間		出品者が設定し、入札者にあらかじめわかる場合が多い。	新たな入札があるたびに一定時間延長されていくため、終了時間が不明。

利用する前に注意して欲しいポイント

1 利用は慎重に

オークションで最終的に落札できるのは1人だけ、それ以外の人は商品を手に入れることができません。ペニーオークションではさらに入札手数料を払わなくてはならないので、その分損です。落札しても落札額と入札手数料を合わせて支払わないといけないため、結局高くつくということもあります。

2 参加するならば、冷静な判断力を失わないこと

入札するたびに入札手数料が必要なので、新たな入札によって終了時間が延期されるので、入札に没頭してしまうと、気づいたときには想定以上の入札手数料を支払う結果になりかねません。

3 一度“通貨”を購入すると返金されない

入札のため、一度そのサイト用の“通貨”を購入すると、解約、返金できないものが多く、また、オークションサイトが突然閉鎖されてしまい、“通貨”が未使用でも返金されないことがあります。

4 不審なサイトは利用しない

入札のタイミングが不自然だったり、サクラが疑われる場合もあります。また、落札しても、出品商品の未入荷等を理由に、サイト側から落札の取り消しをする場合もあります。不審なサイトは利用しないでください

※落札できなくても入札手数料は支払わないといけないうなど、ギャンブル性が高いともいえますから、仕組みをよく理解した上で、慎重に利用してください。また、トラブルに会ったときには、お近くの消費生活相談窓口にご相談してください。

「試してみよう、消費者力！第10回」解答と解説⇒トラブルが発生した場合に事業者が対応してくれるのは引越し完了日から3か月以内で、その間に通知しないと補償されなくなる。引越しの見積もりは契約の有無にかかわらず原則として無料である。引越し当日と前日の解約や延期については解約料などが係る。約款によって内金や手付金は要求してはならないことが決められている。（正解—1）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 総務管理部 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先でご自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町）●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。